

司法書士法第3条第2項第2号の法務大臣の認定（令和3年12月8日実施）の基準点等について

法務省民事局

法務省では、令和3年12月8日、簡裁訴訟代理等能力認定考査（令和3年9月12日実施）の結果に基づき、司法書士法第3条第2項第2号の法務大臣の認定を行いました。

同考査の考査問題の出題の趣旨及び配点並びに法務大臣の認定の基準点は、以下のとおりです。

第1 考査問題の出題の趣旨及び配点

1 第1問について

(1) 小問(1)

〔出題の趣旨〕 訴訟物の意義の理解及び出題事例に即して賃貸借契約の終了に基づく目的物返還請求権としての建物明渡請求権を訴訟物として構成するとともに、訴訟物の個数を正しく記載することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 4点

(2) 小問(2)

〔出題の趣旨〕 出題事例に即して小問(1)の訴えに係る訴訟（賃貸借契約の終了に基づく建物明渡請求訴訟）における請求の趣旨を正しく記載することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 3点

(3) 小問(3)

〔出題の趣旨〕 請求原因の意義の理解及び出題事例に即して小問(1)の訴えに係る訴訟における①契約期間満了の請求原因（契約の更新をしない旨の通知をすることにつき正当の事由があることの評価根拠事実を含む。）及び②無断転貸解除の請求原因についての要件事実を摘示することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 19点

(4) 小問(4)

〔出題の趣旨〕 抗弁の意義の理解及び出題事例に即して①契約の更新をしない旨の通知をすることにつき正当の事由があることの評価障害事実の抗弁、②転貸の承諾の抗弁及び③無断転貸が賃貸人に対する背信的行為と認めるに足りないことの評価根拠事実の抗弁についての要件事実（請求原因との対応関係を含む。）を摘示することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 10点

(5) 小問(5)

〔出題の趣旨〕 再抗弁の意義の理解及び出題事例に即して無断転貸が賃貸人に対する背信的行為と認めるに足りないことの評価障害事実の再抗弁についての要件事実（抗弁との対応関係を含む。）を摘示することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 3点

(6) 小問(6)

〔出題の趣旨〕 出題事例に即して簡易裁判所の事物管轄の基準についての理解を問うもの

〔配点〕 5点

(7) 小問(7)

〔出題の趣旨〕 出題事例に即して①占有移転禁止の仮処分を申し立てるべきこと及び②その被保全権利は所有権に基づく返還請求権としての建物明渡請求権であることを正しく記載することができるかどうかを問うとともに、③疎明は即時に取り調べることができる証拠によってしなければならないことについての理解を問うもの

〔配点〕 6点

2 第2問について

(1) 小問(1)

〔出題の趣旨〕 抗弁の意義の理解及び出題事例に即して所有権喪失の抗弁（即時取得）についての要件事実を摘示することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 3点

(2) 小問(2)

〔出題の趣旨〕 小問(1)の抗弁の要件事実を整理した理由について、民法第186条第1項及び第188条の推定規定との関係に言及しつつ、適切に説明することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 3点

(3) 小問(3)

〔出題の趣旨〕 弁論主義に基づく職権証拠調べの禁止についての理解を問うもの

〔配点〕 4点

3 第3問について

(1) 小問(1)

〔出題の趣旨〕 簡裁訴訟代理等関係業務に関する依頼について、正当な事由がない場合にこれを拒むことの可否についての理解を問うもの

〔配点〕 4点

(2) 小問(2)

〔出題の趣旨〕 簡裁訴訟代理等関係業務に関するものとして相手方の協議を受けて賛助した事件について、簡裁訴訟代理等関係業務を行うことの可否についての理解を問うもの

〔配点〕 6点

第2 法務大臣の認定の基準点

満点70点中40点以上